

筑波大学審査学位論文（博士）

論文題目： 海軍飛行予科練習生の教育史的研究

——軍関係教育機関としての制度的位置とその戦後の問題——

人間総合科学研究科教育基礎学専攻

氏名：白岩 伸也

要約

1. 本研究の目的と課題・方法

概していえば、戦後日本の教育学は戦前の反省のうえに立ち、平和と民主主義の実現を標榜してきたが、それが大前提として自明視されてきたために、軍という巨大な存在とその社会的機能は一方的に閑却されるか、忌避すべき対象として遇されてきた。しかし、教育それ自体に対する批判的なまなざしが強まる時代へ移るにつれて、学校をめぐる文化や慣行の軍隊的な性格が指摘され、近現代日本の学校システムは軍隊システムと深い緊張関係のもとで展開したことが明らかになってきた。

それだけでなく近年では、学校が兵士の供給源としてどのような役割を担い、リクルート先の軍隊とどのように接続したかにまで照明が当てられている。そのような学校と軍隊の間の制度的な接続関係は、軍の消滅とともに解消されたかに思われるが、戦後教育史の展開をこれまでとは異なる角度から照射してみると、学校と自衛隊の関係に影響を与えている様子が垣間見える。今日の「経済的徴兵制」という問題は、そのことを端的に示すものとして注目することができる。

「経済的徴兵制」は、「貧困やセーフティネットの欠如により社会的に選択肢を奪われた若者たちを、経済的な方法で軍に誘導する社会構造を意味する」と説明される（布施 2016：113）。ただし、「経済的な方法で軍に誘導する社会構造」も、文部省所管学校から兵力を補充するシステムも、近年になってはじめて現れたものではない。それらは戦前の日本軍、なかでも少年兵制度とそれをめぐる当時の状況からうかがえる。日本軍は、経済的な理由によって中学校へ進学したくても進学することができない青少年に目を付け、そのなかから向学心のある優秀な人材を確保するため、少年兵を養成する教育機関を創設した。そこでは俸給が与えられながら、専門的な軍事教育と中学校に相当する普通教育が行われ、軍での立身出世の可能性も示されたため、正系ルートへ参入することができなかった、高等小学校卒業生や実業補習学校在学者などにとって、魅力的な進路先の一つとなっている。

立身出世を望む青少年が志願するかどうかを判断する際、少年兵のための教育機関が、学校と軍隊をめぐる教育システムのなかでどのような位置にあり、それによって上昇移動のあり方がどのように規定されたのかは重要な指標になったと思われる。では制度設計側は、リクルートのために、軍のなかにどのように位置づけ、文部省所管学校とどのような関係を構築したのか。このような制度的位置を検討するうえで、海軍飛行予科練習生（以下、予科練）制度は重要な位置にあり、その理由として4点あげられる。

1点目として、軍のなかには「学校」と称されるもの（以下、「学校」）とそうでないもの（以下、非「学校」）があったが、発足前に両者をめぐる議論があり、それが軍関係教育機関における位置づけを定めたこと。2点目は、上昇移動のあり方を枠づける階級制度上の位置として、士官と下士官の間にある特務士官が設定されたこと。このような軍内の位置づけにくわえて、3点目として、採用および教育の面で文部省所管学校と制度的関係を構築した

ことがあげられる。4点目は、戦後に「軍歴」と「学歴」をめぐる問題が浮上した際、軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係が遡及的に問われ、それが元予科練のキャリアアップのあり方を規定したことである。予科練制度は敗戦後に廃止されるが、1点目から3点目にかかわる戦前の制度的位置が、戦後に新学制へ移行したあとに問題化されている。

軍関係教育機関に関する歴史的研究は、広田（1997）、武石（2005）、野邑（2006）など、陸軍の将校養成機関を対象としたものが多いが、少年兵に関する教育史的研究も、少しずつ行われるようになってきている。なかでも、逸見（1990）、戸田（1993）、鈴木（2002）によって、少年兵の募集方策にかかわった学校と地域の動向が解明されつつある。しかし、海軍当局の政策過程については内在的に分析されておらず、予科練制度の性格も未解明である。高野（2010）は、予科練に関する基本事項を概説したうえで、主要な史料を収集、整理した。だが、沿革と概要をまとめる程度にとどまり、階級制度上の位置、文部省所管学校との関係など、制度的位置づけについては検討の余地がある。

中等教育史研究にも目を向けると、三上（2007）は、専門学校への入学資格を付与する、専門学校入学者検定の無試験検定、いわゆる専検指定に照明を当て、「中学校程度」の認定範囲が、陸海軍、逓信省、鉄道省などの所管に属する教育機関へ広がる経緯を明らかにしている。しかし、特務士官や下士官を養成する機関の制度的位置については不明な点があり、戦後の旧軍関係教育機関出身者（以下、出身者）をめぐる「軍歴」と「学歴」の関係については検討していない。陸軍少年飛行兵や予科練などについては、その教育機関が戦後に廃止されたあとに、旧制中学校卒業の「学歴」を認定されるかどうかの問題化される。この過程を検討することで中等教育史研究の射程が広がると思われるが、それについては等閑視している。

以上より本研究では、予科練制度の成立と展開の過程、それがもたらした戦後の問題について、軍関係教育機関としての位置づけに焦点づけて検討する。その作業を通じて、近現代日本における軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係、そしてその歴史的射程について考察することを目的とする。研究目的を達成するため、以下の課題を設定する。第一に、戦前・戦中における予科練制度の位置づけについて、文部省所管学校との制度的関係、階級制度上の位置、立身出世熱の動向に焦点づけて解明すること。第二に、戦後の出身者の処遇について、中等・高等教育機関の状況を踏まえながら検討すること。第三に、「軍歴」と「学歴」の関係をめぐって、すでに廃止された軍関係教育機関と旧制中学校の制度的関係がどのように問題化されたかを考察することである。

第一の課題を達成するために、「公文備考」を中心とする海軍の内部文書、海軍省・文部省関係の法令、予科練の志願案内を中心に分析する。第二の課題については、陸海軍と文部省の内部文書、内閣次官会議と帝国議会の議事録、対日占領文書から、政策アクターの動向をたどり、雑誌・新聞、自治体沿革史・学校沿革史、回顧録から、出身者の動静とかれらへのまなざしについて検討する。第三の課題については、厚生省、文部省、人事院の内部文書、定期刊行物から、行政機関の対応状況を探りながら、旧軍人団体の会報、聞き取り調査で得

たデータから元予科練の動向を解明する。

2. 論文の構成

本研究では、予科練制度の成立とその教育史的展開について、戦前から戦後にかけて検討していくため、時系列に沿って論文を構成する。前節で整理した研究課題と対応させると、第一の予科練制度の位置づけについては、第1章と第2章、第二の出身者の処遇については、第3章と第4章、第三の「軍歴」と「学歴」の関係については、第5章で論じる。

序章 本研究の目的と課題

第1節 問題の所在と研究の目的

第2節 先行研究の検討

第3節 研究の課題と方法

第4節 全体の構成

第1章 海軍飛行予科練習生制度発足の経緯と背景

——海軍航空学校と海軍練習航空隊をめぐる議論——

第1節 海軍航空学校案の立案とその特徴

第2節 海軍航空学校案をめぐる議論とその変化

第3節 海軍航空学校案の廃案と新制度の立案

第4節 海軍飛行予科練習生制度の発足とその性格

第5節 小括

第2章 総力戦体制下における海軍飛行予科練習生制度の展開

——中等教育機関および将校養成機関との関係変容——

第1節 海軍飛行予科練習生制度をめぐる募集・志願・採用

第2節 甲種飛行予科練習生制度の発足とその性格

第3節 航空兵力総動員体制下における立身出世

第4節 小括

第3章 戦後初期における旧軍関係教育機関出身者をめぐる施策

——中等・高等教育機関への転入学措置の形成過程——

第1節 優先的転入学の立案、審議、実施

第2節 優先的転入学から制限的入学へ

第3節 制限的入学をめぐるジレンマ

第4節 小括

第4章 旧軍関係教育機関出身者をめぐる中等・高等教育機関の対応

——元海軍飛行予科練習生と一般生徒・学生の関係——

第1節 高等教育機関の対応と旧軍関係教育機関出身者の動向

第2節 中等教育機関の同盟休校をめぐる旧軍関係教育機関出身者の位置

第3節 中等教育機関における「予科練くずれ」へのまなざし

第4節 小括

第5章 高度経済成長期における旧軍関係教育機関出身者の「学歴」認定問題

——元乙種飛行予科練習生をめぐる「軍歴」と「学歴」の関係——

第1節 「学歴」認定をめぐる制度構築

第2節 「学歴」認定問題の浮上と制度改正

第3節 「学歴」請願運動の展開

第4節 海軍飛行予科練習生をめぐる集合的記憶の形成

第5節 小括

終章 本研究のまとめと今後の課題

第1節 要約と考察

第2節 意義と課題

3. 論文の概要

第1章では、予科練制度の性格について、発足前史の検討を通じて明らかにした。第一次世界大戦下の1918（大正7）年、海軍航空学校を設置する案が海軍内部で立案された。当局は経済的な理由で中学校へ進学することができない者に目を付け、高等小学校という傍系ルートから「生徒」を選抜しようとした。「生徒」には中学校の学科課程と同程度の「普通学」を教育し、「卒業」後に「航空士」、「飛行少尉」へ進級するルートを新たに開拓することを試みている。だが軍縮期に入ると、教育より管理と経費の点が重視され、航空隊練習部の方へ傾斜していく。それ以降も航空兵力の拡充が海軍内外で求められ、航空兵養成のあり方が模索される。その際、士官搭乗員を増加すると、士官の質的低下を招来し、下士官兵から補填しても、航空兵としての素質が備わった人材を十分に確保できないというジレンマが生じた。それを乗り越えるために、ここでも中学校へ進学することができない「遺賢」に着眼し、航空科士官を養成して質の高い航空兵を効率的に獲得しようとする。

結果的に予科練制度は、アジア・太平洋戦争直前の1930（昭和5）年に発足し、練習航空隊という非「学校」で教育しはじめる。航空学校という「学校」として発足していれば、海軍兵学校と同様に「生徒」として扱われ、海軍省の所管に属することになったが、鎮守府管轄の航空隊という非「学校」のもとで、練習生として処遇される。

予科練制度の内実を掘り下げると、選抜と教育のあり方は海軍航空学校や航空科士官に

関する議論を踏襲していたが、進級先については、航空科特務士官が置かれた。特務士官は、兵から叩き上げで進級した、軍の幹部である士官の一つで、立身出世を望む志願兵が目指した目標であった。だが、中学校あるいは兵学校の「学歴」保持者を優位に置く階級制度の維持が図られつつ、兵学校出身者から構成される兵科士官より劣位に置かれる。階級制度上の序列関係にくわえて、将校養成機関出身者は専検指定を受けたが、予科練についてはそのような措置がとられなかった。つまり、初等後教育機関相当の軍関係教育機関として位置づけられ、地位達成の場は軍内に局限されたといえる。

第2章では、総力戦体制下における制度的位置づけの変化について、中学校あるいは兵学校との関係に焦点づけて検討した。中学校の学科課程に準ずる教育内容は徐々に削減されるなかで、日中全面戦争が勃発する1937（昭和12）年に甲種飛行予科練習生制度（以下、甲飛）が創設された。従来の採用枠は乙種飛行予科練習生（以下、乙飛）として残され、短期間で航空兵を養成する目的で、中学校からの採用ルートが新設される。それによって、中学校教育に相当する教育機能を有する部分と、中学校に人材を依存する部分を抱えることになる。兵学校も中学校から選抜していたが、予科練制度が士官ではなく特務士官を養成する機関であることが再確認され、兵学校生徒と甲飛の序列関係をめぐる摩擦が起きる事態は慎重に回避された。

両者の関係性は、1942（昭和17）年のミッドウェー海戦以降、喪失した搭乗員を補填する必要性が高まるなかで変化し、平準化の方向で制度改正がなされていく。すなわち、士官と特務士官の間の階級制度上のギャップを埋め、兵学校生徒と予科練をなるべく同等に扱うことで、立身出世のルートを拡張する。重要なのは、予科練制度の位置づけが、募集方策のあり方と相互に規定し合いながら変化し、それを通じて青少年の立身出世熱が自発的な志願へ水路づけられたことである。

発足後も非「学校」という位置づけは変わらなかったが、航空兵の動員が極致に達すると、優秀な人材を大量に獲得するための惹句として、募集方策のなかで「学校」的側面を付加する語りが現れた。「学校」としての内実はもはや等閑視され、「学歴」主義的な海軍での上昇移動の可能性が前面に打ち出されたのである。このように予科練制度を「学校」とみなす語りは現れるものの、依然として中学校相当の教育機関には位置づけられず、1930年代から40年代にかけて専検指定の範囲が広がるようになってからも、その制度的位置は変化しなかった。むしろ、初等後教育機関相当の軍関係教育機関としてその領域を拡大し、義務化された青年学校への就学を阻害している。

第3章では、戦後初期の出身者の処遇について、政策アクターの動向から解明した。ポツダム宣言受諾後、陸海軍省は文部省との折衝を通じて、敗戦で行き場を失った出身者を中等・高等教育機関へ転入学させようとする。その際、陸軍幼年学校在学者、海軍兵学校予科出身者、中等学校3年修了以上の「学歴」を持つ甲飛などに対して、高等学校や専門学校などへ入学させるために専検指定を行う。だが、陸軍少年飛行兵や乙飛などについては、中学校へ転入学する資格が与えられただけで、中学校卒業の「学歴」は与えられなかった。

その後、試験を通じて出身者を転入学させていくが、日本政府と占領軍による政治力学のなかで、出身者をめぐる施策は何度も変更をせまられ、曲折の過程をたどる。1945(昭和20)年9月から、出身者を優先的に扱う「優先的転入学」が行われたが、在学生からの批判が高まり、占領軍が介入したことで、11月に廃止される。1946年2月には、入学数を定員の1割にする「制限的入学」が決定された。

軍国主義的なイデオロギーを最も注入された存在として出身者を位置づけ、民主的で平和的な場へ急転換を図る文部省所管学校から排除するのか、包摂するのか、それとも「再教育」の方途を探るのか。出身者をめぐる「非軍事化」のあり方については、互いに衝突するほどの複数性が存在し、その選択次第では「民主化」に抵触し、制約する危うさがあった。そうした「非軍事化」と「民主化」のせめぎ合い・もたれ合いのなかで、なぜ出身者を優先的に転入学させるのか、なぜ出身者が転入学する枠を狭めるのか、という問いについて突き詰めて議論されることはなかった。中学校教育相当の教育機能と、中学校に人材を依存する部分を有する予科練制度を、中等教育機関を備えた制度としてみなすことができるのかという、戦前における軍関係教育機関と中等教育機関の制度的関係を、それぞれの内実に即して問い直す作業は閑却されたといわざるをえない。

第4章では、中等・高等教育機関における出身者の位置づけについて、学校側の対応状況を踏まえながら検討した。総力戦体制下に膨張した立身出世熱は、鳴りを潜めながらも継続し、軍なき社会での地位達成を図るため、中等・高等教育機関へ志願者が殺到する。中等・高等教育機関は転入学のために試験を実施し、急ごしらえで受入体制を整えていく。中等学校では出身者を収容するために「復員組」が設けられるが、それは通常学級から隔離されたもので、出身者と一般生徒の間に分断線が引かれる。高等教育機関へ転入学した出身者は、「ゾル」(ドイツ語で兵士を意味する“Soldat”の略称)として蔑視され、中等教育機関へ復学あるいは転入学した元予科練は、「予科練くずれ」としてみられた。出身者は「非軍事化」や「民主化」を訴える同盟休校に参加する場面もあったが、予科練をめぐる語りを新聞報道から詳細にたどると、かれらの逸脱的な行動にクローズアップする傾向がしだいに高まり、それを通じて「予科練くずれ」が立ち現れる。

その過程は占領政策の動向と密接な関係にある。「非軍事化」政策が中等・高等教育機関の細部にまで展開すると、出身者は「非軍事化」のターゲットとなり、逸脱的な行動を監視する体制が構築される。そうした政策が一般生徒・学生の行動と認識を方向づける。すなわち、かれらは「軍国日本」の非当事者としてふるまいながら、出身者だけを軍国主義者として位置づけた。以上のように「民主日本」・「平和日本」の周縁に置かれた元予科練は、「戦後日本」に対するルサンチマンを抱き、それを引きずりつつ高度経済成長期の「学歴」社会を迎える。

第5章では、出身者の「学歴」認定問題について、旧軍人団体の動向と行政機関の対応に照明を当てて検討した。文部省と人事院によって旧中卒の「学歴」認定にかかわる制度が1950年代初頭に創設された。文部省は1951(昭和26)年に大学入学資格検定規程を制定し、

旧制中学校卒業者とそれに相当する者に対して受験科目を一部免除した。そして、そこでの科目免除の対象者に含まれるかが、旧中卒をめぐる「学歴」認定のメルクマールとなっていく。また人事院は、文部省所管学校の「学歴」を人事制度と明確かつ詳細に関係づけるが、当時は新旧さまざまな教育機関が複雑に入り組んでいたため、全教育機関を各「学歴」に一斉に振り分けるのは困難と判断する。そこで将校養成機関出身者の処遇が優先的に決定され、それ以外の出身者は後回しにされた。その後は出身者からの働きかけが前提となり、1950年代半ばに再軍備の進展とともに台頭した旧軍人団体が、「学歴」認定問題を行政的な課題へ引き上げていく。それに対する厚生省、文部省、人事院による事後的な対応のなかで、「学歴」は文部省所管学校だけを対象とするようになり、そのうえで「軍歴」が「学歴」に関連づけられた。

先の人事院が構築した制度において、新制高等学校と旧制中等学校は、同等に位置づけられたため、1950年代半ば以降の新制高等学校卒業者の増大が、逆進的に旧中卒の「学歴」への欲望をかき立てた。そのような文脈のもとで、元乙飛らが結成した予科練雄飛会による「学歴」請願運動が展開し、防衛省・自衛隊の関係者が後押しした。運動の背景には、「予科練くずれ」というスティグマの払拭を図るモメントも存在していた。予科練雄飛会は、厚生省、文部省、人事院と交渉を進めるが、航空兵の養成という独自の目的を掲げた旧軍関係教育機関を、本質的に原理の異なる文部省所管学校へ接近させようとする、随所で齟齬が生じている。それに対して行政機関は、旧軍関係教育機関と旧制中学校の差異が露呈するのを防ぐため、出身者への泥縄式の対応を継続し、それによって元乙飛の「学歴」を認定した。そしてこのような「軍歴」の「学歴」化が、文部省所管学校を中心とする一元的な「学歴」システムの再構築に寄与したのである。

「予科練くずれ」からの名誉回復を図るメンタリティは、「学歴」請願運動にとどまらず、戦死者に対する慰霊活動を活性化させた。予科練の本拠地だった茨城県稲敷郡阿見町は、1940年代後半に「学都」へ転換が図られた後、1950年代に警察予備隊武器学校の移駐を通じて「軍都」として再構築される。その過程で、「朝鮮人」と「共産黨員」による反対運動がクローズアップされ、冷戦構造を背景に「軍都」復活に対する抵抗者として一括りにされる。だが、経済復興とナショナリズムが強固に結びつき、旧海軍航空隊の戦死者を慰霊するモニュメントが行政を介してつくられると、「軍国日本」の危うさを想起する記憶が公的な場で顕在化することはなくなっていく。そして阿見町は、予科練雄飛会、武器学校、婦人会などによる談合を通じて、1960年代に予科練之碑の建立場所として指定され、予科練をめぐる集合的記憶が形成されていった。

終章では、これまで論じてきた内容を要約し、それに考察を加えながら本研究の意義と課題を示した。海軍当局は、経済的な困難を抱える低「学歴」層に対して、立身出世熱を媒介にしながら軍に誘導し、さらに上昇移動のあり方を統御しつつ戦場の最前線へ送出した。そのような政策過程のなかで、予科練制度は、中等教育機関に寄生しながら「遺賢」を囲い込み、将校養成機関との差別化を図りながら、初等後教育機関に相当する教育機関としての領

域を拡大している。軍関係教育機関と文部省所管学校をめぐる制度的位置は、戦後に「学歴」認定問題が浮上するなかで、時期をさかのぼるかたちで問題化される。そして「軍歴」の「学歴」化を通じて、一元的な「学歴」システムが再構築されたのである。戦後日本の自衛隊をめぐる「経済的徴兵制」は、以上の予科練制度をめぐる歴史的経験を踏まえて問わなければならない。

今後の課題として、本研究によって解明された軍関係教育機関としての制度的位置を踏まえながら、自衛隊の教育機関について検討する必要があると考える。法制上は戦前の軍を否定するかたちで戦後に自衛隊が発足するが、軍関係教育機関と文部省所管学校の制度的関係をめぐる特質は、戦後に成立した「一条校」と調節を図りながら、防衛庁が所管する教育機関へ引き継がれていった可能性がある。1955年に発足した自衛隊生徒の教育機関は中学校卒業生から選抜し、1961年の採用者から高等学校卒業資格を得られるようになる。ではその経緯と背景はどのようなもので、出身者の「学歴」認定問題といかなる関係にあったのか。自衛隊がリクルートのために文部省所管学校への依存度を高めれば高めるほど、「一条校」の絶対的な地位は再強化されたのではないだろうか。これらの問いを明らかにすることは、閉却されていた学校と自衛隊の制度的関係に新たな照明を当てながら、戦後教育史像の再構築を試みる作業になるだろう。

4. 主要史料・参考文献

『秋田魁新報』秋田魁新報社。

『秋田民報』秋田民報社。

『朝日新聞』朝日新聞社。

天野郁夫編『学歴主義の社会史—丹波篠山にみる近代教育と生活世界—』有信堂高文社、1991年。

一ノ瀬俊也『皇軍兵士の日常生活』講談社現代新書、講談社、2009年。

一ノ瀬俊也『飛行機の戦争 1914-1945—総力戦体制への道—』講談社現代新書、講談社、2017年。

遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、1994年。

「大田周夫旧蔵資料」国立教育政策研究所蔵。

「海軍志願兵ニ関スル書類」、「兵事関係文書」No.1、「旧田代町役場文書」鳥栖市教育委員会蔵。

海軍史研究会編『日本海軍史の研究』吉川弘文館、2014年。

木村元編著『日本の学校受容—教育制度の社会史—』勁草書房、2012年。

「旧制高等学校・中等学校卒業資格 昭和28年度」国立公文書館蔵。

熊谷光久「海軍士官の穴を埋めた特務士官」、政治経済史学会編『政治経済史学』第571号、2014年、1～14頁。

倉町秋次『予科練外史』第1巻（雛鷺の日々 初陣の羽搏き）、予科練外史刊行会、1987年。

- 小池猪一編著『海軍飛行予科練習生』第1・2巻、国書刊行会、1983年。
「公文備考」防衛省防衛研究所蔵。
- 斉藤利彦「軍学校への進学—明治後期中学校史の一断面—」、教育史学会編『日本の教育史学』第32集、1989年、31～50頁。
『常陽新聞』常陽新聞社。
「昭和十八年十月一日入隊甲種飛行予科練習生案内」予科練平和記念館蔵。
「昭和二十年八月 東久邇宮内閣次官会議記録 内閣官房総務課長」国立公文書館蔵。
- 城丸章夫『軍隊教育と国民教育』城丸章夫著作集第10巻、青木書店、1993年。
- 菅原亮芳編『受験・進学・学校—近代日本教育雑誌にみる情報の研究—』学文社、2008年。
- 鈴木貴「陸海軍少年(志願)兵徴募体制の確立過程—静岡県磐田郡の事例を中心として—」、教育史学会編『日本の教育史学』第45集、2002年、123～141頁。
「善後措置委員会関係書類綴」、「大本営陸軍部軍事課員(水原治雄氏)旧蔵資料」、「憲政資料室収集文書」国立国会図書館憲政資料室蔵。
- 戦友会研究会『戦友会研究ノート』青弓社、2012年。
「大学入学資格検定規程・(昭26～昭42)」国立公文書館蔵。
- 高田里恵子『学歴・階級・軍隊—高学歴兵士たちの憂鬱な日常—』中公新書、中央公論新社、2008年。
- 高野邦夫『軍隊教育と国民教育—帝国陸海軍軍学校の研究—』つなん出版、2010年。
- 武石典史「進学先としての陸軍士官学校—明治・大正・昭和期の入学難易度と志向地域差—」、史学会編『史学雑誌』第114編第12号、2005年、55～79頁。
「田中耕太郎旧蔵教育関係文書」国立教育政策研究所蔵。
「辻田力旧蔵資料」国立教育政策研究所蔵。
「土浦市議会会議録」第97号(昭和二十八年(十月)第六回土浦市議会定例会会議録 第二号の三)、土浦市立図書館蔵。
- 戸田金一『昭和戦争期の国民学校』吉川弘文館、1993年。
- 野邑理栄子『陸軍幼年学校体制の研究—エリート養成と軍事・教育・政治—』吉川弘文館、2006年。
「春山順之輔資料」国立教育政策研究所蔵。
- 広田照幸『陸軍将校の教育社会史—立身出世と天皇制—』世織書房、1997年。
- 布施祐仁『経済的徴兵制』集英社、2015年。
- 布施祐仁「奨学金と「経済的徴兵制」」、『現代思想』第44巻第9号、青土社、2016年、111～121頁。
- 逸見勝亮「少年兵史素描」、教育史学会編『日本の教育史学』第33集、1990年、112～132頁。
- 逸見勝亮「自衛隊生徒の発足—1955年の少年兵—」、教育史学会編『日本の教育史学』第45集、2002年、162～180頁。

『毎日新聞』毎日新聞社。

三上敦史「近代日本における「中学校程度」の認定史」、『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号、2007年、55～78頁。

モーリス・アルヴァックス著、小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社、1989年（Halbwachs, M., *La Mémoire collective*, P. U. F., 1950）。

「元海軍飛行予科練習生卒業者に対し文部省学歴認定に関する請願書」予科練平和記念館蔵。

山本礼子「占領下における教職追放（その五）—CIE 文書による研究：GHQ に寄せられた日本人の投書—」、『戦後教育史研究』第8号、明星大学戦後教育史研究センター、1992年、102～121頁。

『雄飛』予科練雄飛会。

吉田文・広田照幸編『職業と選抜の歴史社会学—国鉄と社会諸階層—』世織書房、2004年。

吉田裕『日本の軍隊—兵士たちの近代史—』岩波新書、岩波書店、2002年。

吉田裕『兵士たちの戦後史』岩波書店、2011年。

米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校改革』野間教育研究所紀要第39集、1995年。

『読売新聞』読売新聞社。

GHQ/SCAP Records.

Joseph C. Trainor Papers.

The Papers of Robert K. Hall, 国立教育政策研究所蔵.